

パブリックコメント（市民意見提出手続制度）

次の(1)～(3)について、より多くの意見を参考にするため、パブリックコメントを実施します。意見をお寄せください。

㊦『伊万里市子ども・子育て支援事業計画』（案）の策定について

平成27年4月から始まる『子ども・子育て支援新制度』の施行に向けて、市では、平成27年度から平成31年度までを計画期間とする『伊万里市子ども・子育て支援事業計画』を策定します。この計画は、主に生まれる前から乳幼児期を経て青少年期に至るまでの、子ども・青少年とその家

庭を対象とし、本市の未来を担う子どもの育成支援に係る施策を一層推進するためのものです。計画では、施策の方向や、家庭や地域の役割などを定めていて、策定に当たっては、子ども・子育て支援に関するニーズ調査を実施するとともに、子ども・子育て会議で審議しました。

㊧『伊万里市いじめの防止等に関する条例』（案）について

いじめは、大きな社会問題であり、いじめを苦にして自殺するような重大な事例が発生しています。いじめは、どのような理由があろうとも、決して許される行為ではなく、これを無くすためには、市や学校だけでなく、家庭や地域も『いじめは絶対に許されない』という強い信念をもって取り組む必要があります。市では、いじめ防止対策

推進法の趣旨を踏まえ、いじめ防止などのための対策を総合的かつ効果的に推進するため、いじめ防止などに関する条例や基本方針を定めることにしました。これをもとに、学校・家庭・地域が一体となっていじめ防止対策に取り組む、児童・生徒が安心して生活し、健やかに成長することができる環境づくりをめざします。

㊨『伊万里市第3次高齢者福祉計画及び第6期介護保険事業計画』（骨子）の策定について

市の高齢者保健福祉施策の基本計画である高齢者福祉計画は、介護保険事業との整合性を図るため、介護保険事業運営の基本計画となる介護保険事業計画と同時に見直すこととしており、今年度中に平成27年度から平成29年度まで

の『伊万里市第3次高齢者福祉計画及び第6期介護保険事業計画』を策定します。今後、高齢化がさらに進むことが見込まれるなかで、高齢者が、住み慣れた地域で人生の最後まで自分らしい暮らしを続けることができるよう

に、市は、医療や介護、介護予防、住まい、生活支援を包括的に確保していくため、地域包括ケアシステムの構築に重点を置いた事業展開を行います。この計画は、高齢者が健やかな暮らしができるような生きがいづくりや健康づくりを推進するとともに、介護が必要になっても安心して過ごすことができるまちづくりをめざすためのものです。

パブリックコメント案内

※各（案・骨子）(1)～(3)は、各項目の番号(1)～(3)に対応しています。

◆意見提出をお願いする資料

- (1)『伊万里市子ども・子育て支援事業計画』（案）
- (2)『伊万里市いじめの防止等に関する条例』（案）
- (3)『伊万里市第3次高齢者福祉計画及び第6期介護保険事業計画』（骨子）

◆意見募集期間

- (1)12月15日（月）～平成27年1月14日（水）
- (2)12月17日（水）～平成27年1月16日（金）
- (3)12月26日（金）～平成27年1月25日（日）

◆計画（案）・条例（案）・計画（骨子）の公表先・入手先

- ①情報広報課市民サービス係または次の(1)～(3)
 - (1)福祉課子育て支援室
 - (2)教育委員会学校教育課
 - (3)長寿社会課介護給付係
- ②各町公民館または市民図書館
- ③市ホームページ <http://www.city.imari.saga.jp/>

◆意見の提出方法

意見は、住所・氏名（または団体）を明記のうえ、次の①～④いずれかの方法により提出してください。

- ①メール
 - (1) fukushi@city.imari.lg.jp
 - (2) gakkoukyouiku@city.imari.lg.jp
 - (3) choujushakai@city.imari.lg.jp
- ②郵便 〒848-8501 立花町1355番地1 伊万里市役所
 - (1)福祉課子育て支援室
 - (2)教育委員会学校教育課
 - (3)長寿社会課介護給付係
- ③直接提出 各（案・骨子）(1)～(3)の公表先①または②へ提出
- ④ファックス (1) ☎7650 (2) ☎2615 (3) ☎7844

◆問合せ

- (1)福祉課子育て支援室 (☎☎2174)
- (2)教育委員会学校教育課 (☎☎3185)
- (3)長寿社会課介護給付係 (☎☎2154)